

○第160回肥料・飼料等専門調査会(非公開)

日時：令和3年3月26日(金) 10:30～12:08

議事概要：

(1) 対象外物質(安息香酸)の食品健康影響評価について

審議の結果、安息香酸については、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであることが了承され、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

- * 有機酸で、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的として飼料添加物として使用されます。

(2) 飼料添加物(安息香酸を有効成分とする飼料添加物)の食品健康影響評価について

審議の結果、安息香酸を有効成分とする飼料添加物については、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度とすることが了承され、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

- * 有機酸の製剤で、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的として飼料添加物として使用されます。

(3) 飼料添加物(*Trichoderma reesei* JPTR003株を用いて生産されたムラミダーゼ濃縮・精製物を原体とする飼料添加物製剤)の食品健康影響評価について

審議の結果、*Trichoderma reesei* JPTR003株を用いて生産されたムラミダーゼ濃縮・精製物を原体とする飼料添加物製剤については、飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度とすることが了承され、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

- * 飼料添加物として、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的に使用されます。

(4) 動物用医薬品・飼料添加物(ナイカルバジン)の食品健康影響評価について 継続審議となった。

- * 動物用医薬品としては、鶏を対象動物とする抗コクシジウム薬として、飼料添加物としては、鶏用飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的に使用されます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。